

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- 当システムにアクセスする際は、予め利用者を登録して個人毎のID、パスワードによる利用者の制限、IPアドレスによる利用可能端末の制限を行っている。
- アクセスや操作の状況は、当システムで記録を行っている。

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、以下の事務を行う。</p> <p>(1)要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を実施する事務 (2)保護の開始又は変更の申請に対し、保護の要否、種類、程度及び方法を決定する事務 (3)急迫した状況にある要保護者に対し、職権により保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始する事務 (4)保護を要しなくなった被保護者に対し、保護の停止又は廃止を決定する事務 (5)生活保護法第29条に基づき、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求める事務 (6)就労自立給付金の決定及び支給に関する事務 (7)進学・就職準備給付金の決定及び支給に関する事務 (8)被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 (9)生活保護法第63条に基づく保護に要する費用の返還決定及び77条の2項に基づく費用返還に関する事務 (10)生活保護法第78条に基づく支弁した費用の徴収決定及び78条の2項に基づく費用徴収に関する事務 (11)医療扶助のオンライン資格確認の実施に関する次の事務</p> <p>①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>上記事務について、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠版生活保護システムにより実施する。</p>
③システムの名称	標準準拠版生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー(医療保険者等向け中間サーバーを含む。)、レセプト管理システム、統合専用端末等

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表23の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表の1の項・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161、162の項 3 医療扶助のオンライン資格確認に関する根拠 生活保護法第80条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療福祉部健康医療福祉政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務文書課 文書・情報公開グループ 030-8570 青森市長島1丁目1-1 電話 017-734-9083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康医療福祉部健康医療福祉政策課 保護・援護グループ 030-8570 青森市長島1丁目1-1 電話 017-734-9278
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、生活保護関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、生活保護関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	I 5②所属長	健康福祉政策課長 菊地公英	健康福祉政策課長 久保敏隆	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	I 5②所属長	健康福祉政策課長 久保敏隆	健康福祉政策課長 神登喜彦	事後	定期見直しによる修正
平成29年10月19日	I 3 法令上の根拠	(末尾に追加)	(独自利用事務) ・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項	事後	独自利用事務に係る条例改正に伴う修正
平成29年10月19日	I 4②法令上の根拠	(末尾に追加)	(独自利用事務) ○番号法第19条第8号 ○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項(情報連携は平成30年3月以降)	事後	独自利用事務に係る条例改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第15条	事後	主務省令の改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 4②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条第1号から第5号まで	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月6日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号イ、第12条第1号へ、同条第2号イ、同条第3号ホ、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第20条第4号から第7号まで、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、同条第7号から第9号まで、第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第28条第1号ハ、同条第2号から第10号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ	・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第6号ト、同条第8号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から7号まで、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、同条第7号から9号まで、第22条第2号から6号まで、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号まで、同条第7号から9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号まで、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号へ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ	事後	法改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 5②所属長の役職名	—	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年11月6日	II 1 対象人数(計数の時点)	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	
平成30年11月6日	II 2 取扱者人数(計数の時点)	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	
令和1年6月25日	II 1 対象人数(計数の時点)	平成30年6月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月25日	II 2 取扱者人数(計数の時点)	平成30年6月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク管理	なし	新規項目	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月29日	I 1 ②事務の概要	(末尾に追加)	8 進学準備給付金を支給する場合は、システムにおいて支給決定を行う。	事後	法改正に伴う修正
令和2年9月29日	I 4 ②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月29日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第6号ト、同条第8号又、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から7号まで、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、同条第7号から9号まで、第22条第2号から6号まで、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号まで、同条第7号から9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号まで、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同上第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から5号及び7号から8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号及び6号、同条第8号から10号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号イ、同条第21号イ、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ	事後	法改正に伴う修正
令和2年9月29日	II 1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	再評価時の見直しによる変更
令和2年9月29日	II 1 対象人数(計数の時点)	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	再評価時の見直しによる変更
令和2年9月29日	IV 8. 監査 実施の有無	なし	[○]外部監査	事後	再評価時の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	I 4②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月8日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	○番号法第19条第8号	○番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月8日	IV8. 監査 実施の有無	[○]外部監査	なし	事後	外部監査対象の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月21日	I 1②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の徴収に関する事務</p> <p>1 生活保護の申請があった場合、その内容をシステムにおいて登録・管理する。</p> <p>2 保護の決定のため必要な収入・資産等の状況把握にあたっては、システムから照会文書を出し、保険会社、金融機関、年金事務所等の各種機関へ照会を行う。</p> <p>3 照会に対する各種機関からの回答の内容をシステムにおいて登録・管理する。</p> <p>4 保護開始以降は、システムにて保護受給世帯の状況を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>5 保護費徴収事由が生じた場合には、徴収事務に関する支出内容を登録する。</p> <p>6 就労開始により保護廃止となった世帯に対して就労自立支援給付金を支給する場合は、システムにおいてその金額を算定し、支給決定を行う。</p> <p>7 医療機関受診、介護保険利用状況もシステムにおいて登録・管理を行い、調書決裁のうえ、必要な医療券及び介護券を当該医療機関・介護機関へ発行する。</p> <p>8 進学準備給付金を支給する場合は、システムにおいて支給決定を行う。</p>	<p>1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の徴収に関する事務</p> <p>(1) 生活保護の申請があった場合、その内容をシステムにおいて登録・管理する。</p> <p>(2) 保護の決定のため必要な収入・資産等の状況把握にあたっては、システムから照会文書を出し、保険会社、金融機関、年金事務所等の各種機関へ照会を行う。</p> <p>(3) 照会に対する各種機関からの回答の内容をシステムにおいて登録・管理する。</p> <p>(4) 保護開始以降は、システムにて保護受給世帯の状況を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>(5) 保護費徴収事由が生じた場合には、徴収事務に関する支出内容を登録する。</p> <p>(6) 就労開始により保護廃止となった世帯に対して就労自立支援給付金を支給する場合は、システムにおいてその金額を算定し、支給決定を行う。</p> <p>(7) 医療機関受診、介護保険利用状況もシステムにおいて登録・管理を行い、調書決裁のうえ、必要な医療券及び介護券を当該医療機関・介護機関へ発行する。</p> <p>(8) 進学準備給付金を支給する場合は、システムにおいて支給決定を行う。</p>	事前	事務追加に伴う整理
令和5年8月21日	I 1②事務の概要 (前項の続き)	(末尾に追加)	<p>2 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>(1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携を行う。</p> <p>※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務</p> <p>(2) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。</p> <p>(3) 医療保険者等向け中間サーバー等における期間別符号の取得等を行う。</p>	事前	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月21日	I 1③システムの名称	青森県生活保護電算システム	青森県生活保護電算システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	法改正に伴う修正
令和5年8月21日	I 4②法令上の根拠	○番号表第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	○番号表第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月21日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同上第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から5号及び7号から8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号及び6号、同条第8号から10号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号イ、同条第21号イ、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号へ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号へ、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同上第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第3号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第9号及び11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号及び11号、同条第13号から15号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第16号イ、同条第26号イ、同条第27号イ、同条第29号イ、同条第31号イ、同条第32号イ、同条第33号イ、同条第34号イ、同条第35号イ、同条第36号イ、同条第37号イ、同条第38号イ、同条第39号イ、同条第40号イ、同条第41号イ、同条第44号イ、同条第45号イ、同条第46号イ、同条第47号イ、同条第48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号へ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第58条第1号イ、第59条の2の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の2の2第7号リ、同条第8号から12号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ	事後	法改正に伴う修正
令和5年8月21日	II 1対象人数(係数の時点)	令和2年5月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年8月21日	II 2取扱者人数(計数の時点)	令和2年5月31日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月21日	IV4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない (リスク対策)記載なし	[]委託しない (リスク対策)[十分である]	事前	法改正に伴う修正
令和5年11月30日	I 1②事務の概要 2 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	2 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携を行う。 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における期間別符号の取得等を行う。	2 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携を行う。 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務を行う。 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等を行う。	事前	事務追加に伴う整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 1 ②事務の概要	<p>1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の徴収に関する事務</p> <p>(1) 生活保護の申請があった場合、その内容をシステムにおいて登録・管理する。</p> <p>(2) 保護の決定のため必要な収入・資産等の状況把握にあたっては、システムから照会文書を出力し、保険会社、金融機関、年金事務所等の各種機関へ照会を行う。</p> <p>(3) 照会に対する各種機関からの回答の内容をシステムにおいて登録・管理する。</p> <p>(4) 保護開始以降は、システムにて保護受給世帯の状況を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>(5) 保護費徴収事由が生じた場合には、徴収事務に関する支出内容を登録する。</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、以下の事務を行う。</p> <p>(1) 要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を実施する事務</p> <p>(2) 保護の開始又は変更の申請に対し、保護の要否、種類、程度及び方法を決定する事務</p> <p>(3) 急迫した状況にある要保護者に対し、職権により保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始する事務</p> <p>(4) 保護を要しなくなった被保護者に対し、保護の停止又は廃止を決定する事務</p> <p>(5) 生活保護法第29条に基づき、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求める事務</p> <p>(6) 就労自立給付金の決定及び支給に関する事務</p> <p>(7) 進学・就職準備給付金の決定及び支給に関する事務</p>	事前	事務追加に伴う整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 1②事務の概要 (前項の続き)	<p>(続き)</p> <p>(6) 就労開始により保護廃止となった世帯に対して就労自立支援給付金を支給する場合は、システムにおいてその金額を算定し、支給決定を行う。</p> <p>(7) 医療機関受診、介護保険利用状況もシステムにおいて登録・管理を行い、調書決裁のうえ、必要な医療券及び介護券を当該医療機関・介護機関へ発行する。</p> <p>(8) 進学準備給付金を支給する場合は、システムにおいて支給決定を行う。</p> <p>2 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>(1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携を行う。</p> <p>※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務</p> <p>(2) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理を行う。</p> <p>(3) 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務を行う。</p> <p>(4) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等を行う。</p>	<p>(続き)</p> <p>(8) 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</p> <p>(9) 生活保護法第63条に基づく保護に要する費用の返還決定及び77条の2項に基づく費用返還に関する事務</p> <p>(10) 生活保護法第78条に基づく支弁した費用の徴収決定及び78条の2項に基づく費用徴収に関する事務</p> <p>(11) 医療扶助のオンライン資格確認の実施に関する次の事務</p> <p>① 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務</p> <p>② 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</p> <p>③ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認</p> <p>④ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>上記事務について、青森県生活保護電算システムにより実施し、令和7年7月1日以降は、ガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムにより実施する。</p>	事前	事務追加に伴う整理
令和6年12月25日	I 1③システムの名称	青森県生活保護電算システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	青森県生活保護電算システム、標準準拠版生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー(医療保険者等向け中間サーバーを含む。)、レセプト管理システム、統合専用端末等	事前	法改正及び利用環境の変化に伴う整理
令和6年12月25日	I 2 特定個人情報ファイル名	生活保護受給者ファイル	生活保護システムファイル	事前	定期的な見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第15条(独自利用事務) ・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第2項、第19条第9項及び別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(青森県条例第54号。以下「県番号条例」という。)第3条第1項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4 	事前	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 4②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条 ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号子、同条第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から6号、第20条第9号及び11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号及び11号、同条第13号から15号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、 	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158の項 (2)県番号条例第3条第1項 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 (2)県番号条例第3条第1項 3 医療扶助のオンライン資格確認に関する根拠 生活保護法第80条の4 	事前	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第16号イ、同条第26号イ、同条第27号イ、同条第29号イ、同条第31号イ、同条第32号イ、同条第33号イ、同条第34号イ、同条第35号イ、同条第36号イ、同条第37号イ、同条第38条イ、同条第39号イ、同条第40号イ、同条第41号イ、同条第44号イ、同条第45号イ、同条第46号イ、同条第47号イ、同条第48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第58条第1号イ、同条第2号イ、第59条の2の2第1号リ、同条第2号から5号、同条第7号リ、同条第8号から12号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ(独自利用事務) ○番号法第19条第9号 ○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項(情報連携は平成30年3月以降)	上記項目と同内容	事前	法改正に伴う修正
令和6年12月25日	I 5①部署	青森県健康福祉部健康福祉政策課	健康医療福祉部健康医療福祉政策課	事前	定期的な見直しによる修正
令和6年12月25日	I 6 他の評価実施機関		—	事前	定期的な見直しによる修正
令和6年12月25日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東青地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 三八地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 西北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室 上北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室 下北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室	総務部総務文書課 文書・情報公開グループ 030-8570 青森市長島1丁目1-1 電話 017-734-9083	事前	定期的な見直しによる修正
令和6年12月25日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	青森県健康福祉部健康福祉政策課 保護・援護グループ 030-8570 青森市長島一丁目一番一号 電話 017-734-9278	健康医療福祉部健康医療福祉政策課 保護・援護グループ 030-8570 青森市長島1丁目1-1 電話 017-734-9278	事前	定期的な見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	II 1 対象人数(係数の時点)	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年12月25日	II 2 取扱者人数(計数の時点)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月27日	I 1 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、以下の事務を行う。 ～以下、省略～	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和25年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、以下の事務を行う。 ～以下、省略～	事前	時点修正
令和7年1月27日	I 3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第2項、第19条第9項及び別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(青森県条例第54号。以下「県番号条例」という。)第3条第1項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第2項、第19条第9項及び別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表の1の項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(青森県条例第54号。以下「県番号条例」という。)第3条第1項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4	事前	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 4②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158の項 (2)県番号条例第3条第1項</p> <p>2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 (2)県番号条例第3条第1項</p> <p>3 医療扶助のオンライン資格確認に関する根拠 生活保護法第80条の4</p>	<p>1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158の項 (2)県番号条例第3条第1項</p> <p>2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、161、162の項 (2)県番号条例第3条第1項</p> <p>3 医療扶助のオンライン資格確認に関する根拠 生活保護法第80条の4</p>	事前	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 1②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和25年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、以下の事務を行う。</p> <p>(1)要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を実施する事務</p> <p>(2)保護の開始又は変更の申請に対し、保護の要否、種類、程度及び方法を決定する事務</p> <p>(3)急迫した状況にある要保護者に対し、職権により保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始する事務</p> <p>(4)保護を要しなくなった被保護者に対し、保護の停止又は廃止を決定する事務</p> <p>(5)生活保護法第29条に基づき、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求める事務</p> <p>(6)就労自立給付金の決定及び支給に関する事務</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、以下の事務を行う。</p> <p>(1)要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を実施する事務</p> <p>(2)保護の開始又は変更の申請に対し、保護の要否、種類、程度及び方法を決定する事務</p> <p>(3)急迫した状況にある要保護者に対し、職権により保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始する事務</p> <p>(4)保護を要しなくなった被保護者に対し、保護の停止又は廃止を決定する事務</p> <p>(5)生活保護法第29条に基づき、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求める事務</p> <p>(6)就労自立給付金の決定及び支給に関する事務</p>	事後	定期的な見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 1②事務の概要 (前項の続き)	<p>(続き) (7)進学・就職準備給付金の決定及び支給に関する事務 (8)被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 (9)生活保護法第63条に基づく保護に要する費用の返還決定及び77条の2項に基づく費用返還に関する事務 (10)生活保護法第78条に基づく支弁した費用の徴収決定及び78条の2項に基づく費用徴収に関する事務 (11)医療扶助のオンライン資格確認の実施に関する次の事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>上記事務について、青森県生活保護電算システムにより実施し、令和7年7月1日以降は、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠版生活保護システムにより実施する。</p>	<p>(続き) (7)進学・就職準備給付金の決定及び支給に関する事務 (8)被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 (9)生活保護法第63条に基づく保護に要する費用の返還決定及び77条の2項に基づく費用返還に関する事務 (10)生活保護法第78条に基づく支弁した費用の徴収決定及び78条の2項に基づく費用徴収に関する事務 (11)医療扶助のオンライン資格確認の実施に関する次の事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ※以下、本県から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が行う事務 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>上記事務について、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠版生活保護システムにより実施する。</p>	事後	定期的な見直しによる修正
令和8年3月2日	I 1③システムの名称	青森県生活保護電算システム、標準準拠版生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー(医療保険者等向け中間サーバーを含む。)、レセプト管理システム、統合専用端末等	標準準拠版生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー(医療保険者等向け中間サーバーを含む。)、レセプト管理システム、統合専用端末等	事後	定期的な見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第2項、第19条第9項及び別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表の1の項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(青森県条例第54号。以下「県番号条例」という。)第3条第1項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表の1の項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4 	事後	定期的な見直しによる修正
令和8年3月2日	I 4②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158の項 (2)県番号条例第3条第1項 <ol style="list-style-type: none"> 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、161、162の項 (2)県番号条例第3条第1項 <ol style="list-style-type: none"> 3 医療扶助のオンライン資格確認に関する根拠 生活保護法第80条の4 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 <ol style="list-style-type: none"> 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161、162の項 <ol style="list-style-type: none"> 3 医療扶助のオンライン資格確認に関する根拠 生活保護法第80条の4 	事後	法改正に伴う修正
令和8年3月2日	II 1 対象人数(計数の時点)	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和8年3月2日	II 2 取扱者人数(計数の時点)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正